

**兵高教組****調査情報 13号**

2017年10月2日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745  
 FAX : 078-351-3185  
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 「俺がやるとしたらやるんだ!」「いつでも辞めさせられるぞ」 **パワハラを常態化させ独善的な学校運営をする神戸市内県立高校校長** **兵庫県弁護士会 人権擁護委員会へ9/21救済申立**

一昨年より、高教組は県教委との間で、県立学校内のパワハラ・セクハラについては窓口を設け、対応することを約してきた。また、高教組は、同行為には、必要に応じて弁護士をたてて解決を目指すことを掲げています。

そんな中、昨年度途中から、神戸市内県立高校の校長が、校長室や職員室、会議で、教職員に大声で恫喝を繰り返していたことが、分会と被害を受けた教職員からの相談で明らかとなっていました。

## 「俺がやるとしたらやるんだ」と恫喝で終わる校運

校務運営委員会（以下「校運」）は、昨年度は時には3～4時間におよび、そのほとんどは校長が話している状態であったと聞きます。

会議の中では何の脈絡もなく「（〇〇部は）年寄りばかりで役立たずが集まっている。そう思へんか。」と〇〇部の部長もいる中で、誇りと人格を傷つける発言をしたり、会議の席上や、時には職員室で、教頭や主幹教諭に「能力ないんちゃうか」と罵倒したりするのを何人の教員が数度にわたり見聞きしています。

校運では、校長が反対意見を述べる人を遮って「俺がやるとしたらやるんだ」と恫喝で終了したり、職員会議で反対意見を述べた教員を、校長室に呼び「先生ならどこの学校へ行ってもやっていけるね」と転出を強要するような発言もしています。

## 「いつでも辞めさせられる」

校長室に、初任者を呼び出し「おまえは初任なんやから、いつでも辞めさせられるねんぞ」と恫喝し、言われた教職員は、本当にクビになるかもと不安な状態になったと聞きます。

校長が、職員室で教職員に対して、職員室の外にまで聞こえる声で罵声を浴びせることが、常態化していました。職員室では「自分に及ばないよう」と目を伏せ、怒鳴られた後は「自分が悪いんだ」と思い、声をあげることで起きなくなり、その結果、年度末には例年ない多くの職員が異動しています。また、「校長室の前を通るのが怖い」「手足の先がしびれる」

「出勤途上の車の中で涙が止まらない」という状態に追い込まれた教職員もいます。仮に教職員側に何らかのミスがあったとしても、他者の前で繰り返し怒鳴り続けることはパワハラです。怒鳴られた理由は、すべて校長の意に添わなかっただけ、と教職員に何の落ち度もありません。

## PTA・同窓会役員にも罵声

校長は、同窓会・PTA役員の懇親会で、お酒が入った状態とは言え、PTA・同窓会の国際交流基金を校長に自由に使わせないことに対して、大声でPTA会長と同窓会副会長に暴言を浴びせて怒鳴りつけることまでしています。

## 校長は生徒会行事を一方的に変更

同高校では、これまで、上級生が下級生の世話をする歓迎遠足を生徒会で企画運営していました。しかし、今年度校長の一言で、別のものに変更され、また、年度末に、生徒会が生徒から公募し、生徒総会の投票で決定した学校のキャラクターの図案についても、4月に校長の指示で勝手に変更されました。生徒たちが自主的民主的に決定したものを、校長は、何の説明もなく一方的に変更させ、しかもその変更を生徒会役員から生徒に伝えさせていたのです。

職員の意見をパワハラで封じてきた校長は、生徒会活動をこのように独善的に変更させ、生徒会の行事への思いや取り組みへの誇りを踏みにじっています。生徒の決めたことでも、不適切であれば学校に生徒を指導する責任が生じます。しかし、その方法は校長が一方的に決めることではなく、教職員集団と生徒へ丁寧に説明し理解を得る努力をすることが求められます。

18歳選挙権が施行され、主権者教育が重視されなければならない高校教育現場では、生徒の意見を教師が独善的に変更することは教育者としてあるまじき行為と見なさなければなりません。

## 県教委のパワハラ事例に該当

県教委は、2009年4月10日付けで「パワー・ハラスメントの防止に向けた取組について」（通知）（以下「通知」）を発し、パワハラの

事例として以下のものをあげています。

- ・校長室に呼び出し「他の学校へ異動させる」等と恫喝する。
- ・「お前なんか辞めてしまえ」等と適正な指導レベルを超えて激しく叱責する。
- ・学校の方針や共通理解した内容とは違う、独善的なやり方・考え方を職員に無理矢理押しつける。

県教委は、通知のなかで、「パワハラを受けた場合には、一人で我慢せず、職場の同僚や知人等、身近な信頼できる人に相談すること」とし、高教組は、弁護士と共に、被害者数人から相談を受けていました。

その上で、6月19日、高教組は、校長の処分、被害者保護、大阪府のように弁護士などの専門家の入った第三者機関による厳正なる調査などを求めて、県教委に申入書を提出しました。

「慎重に丁寧に調査する」と約した県教委は、申入れから1ヶ月以上経った7月21日に校長からは約2時間事情を聴取しただけと聞きます。

一方、事情聴取を受けた教職員からは、「丁寧ではあったが、校長の行為の言い訳を聞いていたみたい」と不満の声があがっています。

## 9月21日、兵庫県弁護士会へ、人権救済を申立

高教組は、県教委が「慎重に丁寧に調査」し、校長への厳正なる処分をすることを求めていました。しかし、今も校長は被害教職員と同じ学校で働き、始業式で生徒に式辞を述べるなどしており、看過できない状況です。いま、被害教職員は、第三者の判断を仰ぐことを求めて兵庫県弁護士会へ人権救済を申し立てています。

## 高教組パワハラ・セクハラ110番

パワハラやセクハラを見たり、聞いたりした時は、すぐに高教組まで相談してください。  
顧問弁護士と一緒に対応することもできます。